

○金融庁告示第六十一号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月二十八日から適用する。

平成二十五年十月二十八日

金融庁長官 畑中龍太郎

第二条中「規則第一条の二第一項第一号ニ(1)に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう」を「規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。次条において同じ」に改める。

第三条中「規則第九十三条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう」を「規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう」に改め、「前条に規定する」を削る。